

船橋市障害者授産施設条例

○船橋市障害者授産施設条例

平成16年3月31日

条例第17号

改正 平成18年3月31日条例第13号

平成22年12月20日条例第37号

平成23年3月31日条例第5号

平成24年3月30日条例第12号

平成25年3月29日条例第13号

船橋市障害者授産施設条例

(平23条例5・改称)

船橋市知的障害者授産施設条例(昭和60年船橋市条例第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、雇用されることが困難な障害者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させるための障害福祉サービスを提供する施設(以下「障害者授産施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平23条例5・全改)

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、障害者授産施設を設置する。

2 障害者授産施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 船橋市光風みどり園

(2) 位置 船橋市大神保町1,359番地7

(平23条例5・一部改正)

(業務)

第3条 船橋市光風みどり園(以下「光風みどり園」という。)は、次に掲げる業務を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)の利用に係るものを除く。)に関すること。

(2) 法第5条第12項に規定する自立訓練(身体障害者の利用に係るものを除く。)に関すること。

(3) その他市長が特に必要があると認めること。

(平23条例5・平24条例12・平25条例13・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 光風みどり園の管理は、法人であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(平23条例5・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。

(2) 利用の申込みに対する承諾に関すること。

(3) 第12条に規定する利用料の収受に関すること。

(4) 光風みどり園の施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) その他光風みどり園の運営に関する事務のうち、市長が必要と認めるもの

(平18条例13・平23条例5・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 光風みどり園の事業計画書

船橋市障害者授産施設条例

(2) その他規則で定める書類 (指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 障害者授産施設を経営し、又は経営したことのある法人
- (2) 事業計画書による光風みどり園の管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が光風みどり園の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (5) 関係法令等を遵守するものであること。

(平18条例13・平23条例5・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 光風みどり園の管理の実施状況及び利用状況
- (2) 光風みどり園の管理に係る収支状況
- (3) その他光風みどり園の管理の実態を把握するため、市長が必要と認める事項

(利用定員)

第9条 光風みどり園を利用する者（以下「利用者」という。）の定員は、100人とする。

(平23条例5・一部改正)

(開所時間)

第10条 光風みどり園の開所時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時刻を繰り上げ、又は閉所時刻を繰り下げることができる。

- 2 前項ただし書の規定により開所時刻を繰り上げ、又は閉所時刻を繰り下げたときは、当該繰り上げ、又は繰り下げた時刻を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開所時間を変更することができる。

(平22条例37・一部改正)

(休所日)

第11条 光風みどり園の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て次に掲げる日の全部又は一部を開所日とすることができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

- 2 前項ただし書の規定により休所日の全部又は一部を開所日としたときは、当該開所日を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休所日を変更し、又は休所日を設けることができる。

(平22条例37・一部改正)

(利用料)

第12条 利用者は、利用料として法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額及び同条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定

船橋市障害者授産施設条例

める基準により算定した費用の額を指定管理者に支払わなければならない。

(平18条例13・全改、平23条例5・一部改正)

(利用料の収入)

第13条 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、光風みどり園を利用させないことができる。

- (1) 利用者が伝染性疾患を有する者であるとき。
- (2) 利用者が団体生活に著しく支障をきたし、又はきたすおそれのある者であるとき。
- (3) その他施設の管理上支障があるとき。

(平23条例5・一部改正)

(損害賠償)

第15条 指定管理者及び利用者は、光風みどり園の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第16条 指定管理者及び光風みどり園の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、光風みどり園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成18年3月31日条例第13号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第4条、第5条、第8条、第11条及び第12条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

並びに附則第4条第2項の規定 平成18年10月1日

(船橋市知的障害者授産施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の船橋市知的障害者授産施設条例第12条の規定は、第3条の規定の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

- 2 第4条の規定による改正後の船橋市知的障害者授産施設条例第12条の規定は、第4条の規定の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月20日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

船橋市障害者授産施設条例

(平成24年規則第1号で平成24年4月1日から施行。ただし、条例第2条の規定(船橋市障害者授産施設条例(平成16年船橋市条例第17号)第3条第1号及び第2号の改正規定に限る。)は、平成24年1月5日から施行)

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の船橋市障害者授産施設条例第12条の規定は、平成23年4月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日条例第12号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中船橋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の改正規定

(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)、第2条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)、第6条中船橋市障害者授産施設条例第3条第2号の改正規定、第7条中船橋市地域活動支援センター条例第1条の改正規定(「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める部分に限る。)及び第3条第1号の改正規定、第8条中船橋市身体障害者福祉ホーム条例第1条の改正規定(「第5条第27項」を「第5条第26項」に改める部分に限る。)並びに第9条中船橋市障害者支援施設条例第1条の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)及び第3条第3号の改正規定 平成26年4月1日